

学 第 912 号
令和4年1月6日

各学校法人理事長
各学校法人以外の私立幼稚園設置者 } 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

「平成28年度以後の監査事項の指定について」の一部改正について

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人及び法附則第2条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を知事に届け出ることとされ、計算書類には公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書を添付することとされております。

届出の方法等については、別添の平成28年3月28日付け法学第1232号岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長通知「平成28年度以後の監査事項の指定について」において示しているところですが、このたび、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年5月19日公布）による公認会計士法の改正等を受けて、本通知5(2)の2「届出方法等」を下記のとおり改めますので、通知します。

つきましては、事務に遺漏のないよう取り計らい願います。

記

5 計算書類等の届出について

(2) 届出方法等

ア 計算書類は学校法人会計基準の第一号様式から第十号様式の順序とすること。

なお、収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第十号様式の後に追加すること。

イ 公認会計士等の監査報告書の原本が紙媒体である場合には、当該監査報告書（署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）を監査証明の対象となった計算書類の前にとじ込み、原本を紙媒体で届け出ること。

この場合の計算書類の用紙は日本産業規格A4判に統一すること。

ただし資金収支内訳表、人件費内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。

ウ 公認会計士等の監査報告書の原本が電子形式である場合には、当該監査報告書（電

子署名のあるものを必要とすること。)と監査証明の対象となった計算書類を一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で届け出ること。

エ 収支予算書は計算書類とは別につづり（電子形式の場合は、別のファイルとして）、届け出ること。

オ 計算書類の届出の際には、学校法人等の理事長（学校法人以外の設置者にあつては、代表者又は個人）名を記入した知事あての送付状を添付すること。（別紙様式第4号）

なお、送付状には、計算書類作成の直接責任者（事務長等）の氏名及び連絡先を付記すること。

カ 収支予算書の様式は、会計基準の第一号様式及び第五号様式に準じて作成するものとし、この場合において「科目」、「予算」、「決算」及び「差異」の各欄は、原則として「科目」、「本年度予算」、「前年度予算」、「差異」及び「摘要（積算の基礎）」とすること。

キ 計算書類及び収支予算書には、次にならって表紙を付けること。

	令和×年度
	計
	算
	書 類
	学校法人×××学園 又は [××幼稚園設置者] 氏 名

袋とじ

×	令和×年度
	収
	支
	予 算 書
×	学校法人×××学園 又は [××幼稚園設置者] 氏 名

袋とじでなくてよい